

「国家税務総局からの国内での旅客運輸サービス仕入税額控除等の増値税徴収に関する公告」について

担当：王小煥注册会计师

许海波注册会计师

平出

2019年9月18日に「国家税務総局からの国内での旅客運輸サービスの仕入税額控除等の増値税徴収に関する公告」（国家税務総局公告2019年第31号、以下「31号公告」）が公布されました。当該公告は中国国内での旅客運輸サービスを利用した際の仕入税額控除等について今年3月20日に公布された「財政部、税務総局と税関総署からの増値税改革深化に関する公告」（財政部、税務総局と税関総署公告2019年39号、以下「39号公告」）の実務上の取り扱いを具体的に明確にした内容になっています。

一、国内での旅客運輸サービスの仕入税額控除

（一）39号公告の規定：

2019年4月1日以後に納税人が中国国内で旅客運輸サービスを利用した場合に、下記のそのサービスに対して支払った運賃等にかかる仕入増値税を売上増値税から控除できます。

（1）増値税電子普通発票（現状では「滴滴打車」のアプリ、高速道路のETCが該当）を取得した場合：

仕入増値税は発票に明記された税額

（2）使用者の身分情報を明記した航空輸送電子客票スケジュールリスト【中国語「電子客票行程単」と列車乗車券（高速鉄道など）を取得した場合：

仕入増値税額＝証憑金額（※）÷（1+9%）×9%

※ 航空運賃と燃料付加費が対象で空港建設費・発展基金・保険代は対象外

（3）使用者の身分を明記した道路（長距離バス）、水路またはその他のチケットを取得した場合：

仕入増値税額＝証憑金額÷（1+3%）×3%

（二）31号公告で新たに明確化されたポイント

① 上記（1）の増値税電子普通発票に明記された利用者の名称、納税人識別コードなどの情報は税金控除を行う納税人と一致しなければならず、一致していない場合には控除できません。ここでいう「発票に記載されて利用者の名称は、旅客個人の名前ではなく、企業の名称である必要があるため、電子発票は必ず会社名での発票を取得する必要があります。

② 上記（2）（3）の証票で仕入増値税を控除できる要件として、31号公告では、本企業と労働契約を締結している従業員及び雇用企業として受けた派遣従業員が国内で利用した旅客運輸サービス限るとしています。

そのため、日本本社からの出張者や、業務を外注した場合の外注業者が利用した旅客運輸サービスにかかる運賃等にかかる増値税は仕入税額控除の対象にはなりませんので注意が必要です。

二、仕入税額の控除額増加

39号公告では、2019年4月1日から2021年12月31日までの期間に、生産性・生活性サービス業種を営む納税人は、通常の控除可能仕入税額に加えて、さらにその10%の税額を追加で控除することができるとしています。

ここでいう生産性・生活性サービス業種を営む納税人とは、郵送サービス、電信サービス、現代サービス、生活サービス（以下「四つのサービス業種」）の提供により取得した売上金額がすべての売上金額の50%を超過する納税人を指します。

備考：郵送サービス、電信サービス、現代サービス・生活サービスとは以下の範囲の業種が含まれます。

番号	業種	具体業務内容
一	郵便サービス	財税（2016）年36号付属文書 1-添付：サービス・無形資産・不動産販売の注釈
二	電信サービス	
	内：1. 基礎電信	
	2. 付加価値電信	
三	現代サービス	
	内：1. 研究開発及び技術サービス	
	2. 情報技術サービス	
	3. 文化クリエイティブサービス	
	4. 物流補助サービス	
	5. 有形動産リースサービス	
	6. 鑑定証明コンサルティングサービス	
	7. ラジオ・映画・テレビサービス	
四	生活サービス	
	内：1. 文化・芸術業	
	2. スポーツ業	
	3. 教育	
	4. 衛生	
	5. 旅行業	
	6. 娯楽業	
	7. 飲食業	
	8. 宿泊業	
	9. 居民サービス	
	10. ソーシャルワーク	
	11. 公共施設管理業	
	12. 不動産賃貸	
	13. ビジネスサービス	
	14. 専門技術サービス	
	15. 代理業	
	16. その他生活サービス	

今回の31号公告は上記の「売上」に課税申告時の売上、税務査察時の追加計上額、納税評価時の調整額が含まれていることを明らかにしています。課税申告時の売上には、一般課税方法を適用した売上、簡易課税方法を適用した売上、免税対象とする売上、税務機

関が発票を代理発行した売上、免税・控除・還付方法を適用した輸出売上、徴収後即時還付方法に適用した売上が含まれます。

以上